

各市町村等 障害者福祉ご担当者様

東日本高速道路株式会社  
首都高速道路株式会社  
中日本高速道路株式会社  
西日本高速道路株式会社  
阪神高速道路株式会社  
本州四国連絡高速道路株式会社

民法改正による成年年齢引き下げに伴う  
有料道路における障害者割引制度の登録事務の一部変更について

日頃より有料道路事業における障害者割引の登録事務等にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、障害者割引の登録事務について、令和4年4月1日から民法の改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げとなることを受け、一部変更を行うことといたします。

これに伴い、市町村福祉事務所等における事務受付マニュアルを変更いたしましたので、令和4年4月1日以降の手続きは下記の通り実施いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、改訂箇所が僅少であることに鑑み、別添1のとおり変更内容のみの送付とさせていただきます。

記

○ 事務受付マニュアル

- (1) 障害者割引措置受付用フローチャート
- (2) 有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請証明書記入時のご注意
- (3) 有料道路障害者割引措置事務手続きチェックリスト
- (4) 親族図
- (5) 有料道路障害者割引措置の受付にあたってのご案内 [改訂]
- (6) 障害者割引制度の割引有効期限について [改訂]
- (7) 有料道路における障害者割引制度についてのお問い合わせ先
- (8) 【別紙】 ETC車載器管理番号の確認方法

・[改訂]と記載のあるものは、令和3年10月付「提出書類の簡素化に伴う市町村福祉事務所等における手続きの一部変更について」から改訂したものです。

※変更内容の詳細は別添1をご覧ください

※ご不明な点等がございましたら、別添2のお問い合わせ先までご連絡ください

以上

有料道路における障害者割引制度事務受付マニュアル変更内容について

民法改正による成年年齢引き下げに伴い、有料道路における障害者割引においても、18歳未満を未成年として取り扱うことといたします。

1. 変更の概要

- 未成年の重度障害者が、親権者又は法定後見人名義のETCカードを利用する場合について、従来は、手帳に記載されている割引有効期限が20歳の誕生日を超えて設定されている場合、当該障害者の方の20歳の誕生日までをETC割引有効期限としておりました。令和4年4月1日以降は、手帳に記載されている割引有効期限が18歳の誕生日を超えて設定されている場合、18歳の誕生日までをETC割引有効期限といたします。

2. 以下のとおり事務受付マニュアルの変更内容について、お知らせさせていただきます。

※変更箇所が僅少であることに鑑み、変更箇所のみ記載とさせていただきます。

【(5) 有料道路障害者割引措置の受付にあたってのご案内】

旧	新
<p>P 2</p> <p>1 【申請書の確認及び記載】(1) ii 内</p> <p>④ ETC割引有効期限は、基本的に手帳に記載されている割引有効期限と同じですが、対象障害者が未成年の重度障害者で、親権者又は法定後見人名義のETCカードを利用している場合で、手帳に記載されている割引有効期限が当該障害者の20歳の誕生日を越えて設定されている場合は、当該障害者の20歳の誕生日がETC割引有効期限となります。</p> <p>※割引有効期限の考え方は、別紙「障害者割引制度の割引有効期限について」をご参照ください。</p>	<p>P 2</p> <p>1 【申請書の確認及び記載】(1) ii 内</p> <p>④ ETC割引有効期限は、基本的に手帳に記載されている割引有効期限と同じですが、対象障害者が未成年の重度障害者で、親権者又は法定後見人名義のETCカードを利用している場合で、手帳に記載されている割引有効期限が当該障害者の<u>成年に達する</u>誕生日を越えて設定されている場合は、当該障害者の<u>成年に達する</u>誕生日がETC割引有効期限となります。</p> <p>※割引有効期限の考え方は、別紙「障害者割引制度の割引有効期限について」をご参照ください。</p>

【(6) 障害者割引制度の割引有効期限について】

旧	新
<p>1. 新規申請又は変更申請の場合 内</p> <p>(例) 未成年の重度障害者の方で、親権者又は法定後見人名義のETCカードを利用する場合(10月3日生まれの方が、<u>2019年</u>10月3日に手続きをする場合)</p> <p>未成年の重度障害者の方が、親権者又は法定後見人名義のETCカードを利用する場合(10月3日生まれの方が、<u>2019年</u>10月3日に手続きをする場合)</p>	<p>1. 新規申請又は変更申請の場合 内</p> <p>(例) 未成年の重度障害者の方で、親権者又は法定後見人名義のETCカードを利用する場合(10月3日生まれの方が、<u>2022年</u>10月3日に手続きをする場合)</p> <p>未成年の重度障害者の方が、親権者又は法定後見人名義のETCカードを利用する場合(10月3日生まれの方が、<u>2022年</u>10月3日に手続きをする場合)</p>

義のETCカードを利用する場合、手帳の割引有効期限が当該障害者の方の20歳の誕生日を越えて設定されている場合は、当該障害者の方の20歳の誕生日までがETC割引有効期限となります。(障害者本人が20歳の誕生日を越えた場合、本人名義のETCカードでのみ登録可能となるため、引き続きETCでの本割引の適用を受けようとされる場合は、当該障害者本人名義のETCカードに切り替えのうえ、再度ETC利用登録の申請を行う必要があります。)

義のETCカードを利用する場合、手帳の割引有効期限が当該障害者の方の成年に達する誕生日を越えて設定されている場合は、当該障害者の方の成年に達する誕生日までがETC割引有効期限となります。(障害者本人が成年に達する誕生日を越えた場合、本人名義のETCカードでのみ登録可能となるため、引き続きETCでの本割引の適用を受けようとされる場合は、当該障害者本人名義のETCカードに切り替えのうえ、再度ETC利用登録の申請を行う必要があります。)

なお、2022年3月31日までに申請を行い、19歳または20歳となる誕生日までがETC割引有効期限に設定されている方については、2022年4月1日を迎えたとき、18歳の誕生日までをETC割引有効期限とする変更は行いませんので、次回更新または変更申請まで親権者又は法定後見人名義のETCカードが利用可能です。

※ (5) (6) 以外の事務受付マニュアルには変更はございません。